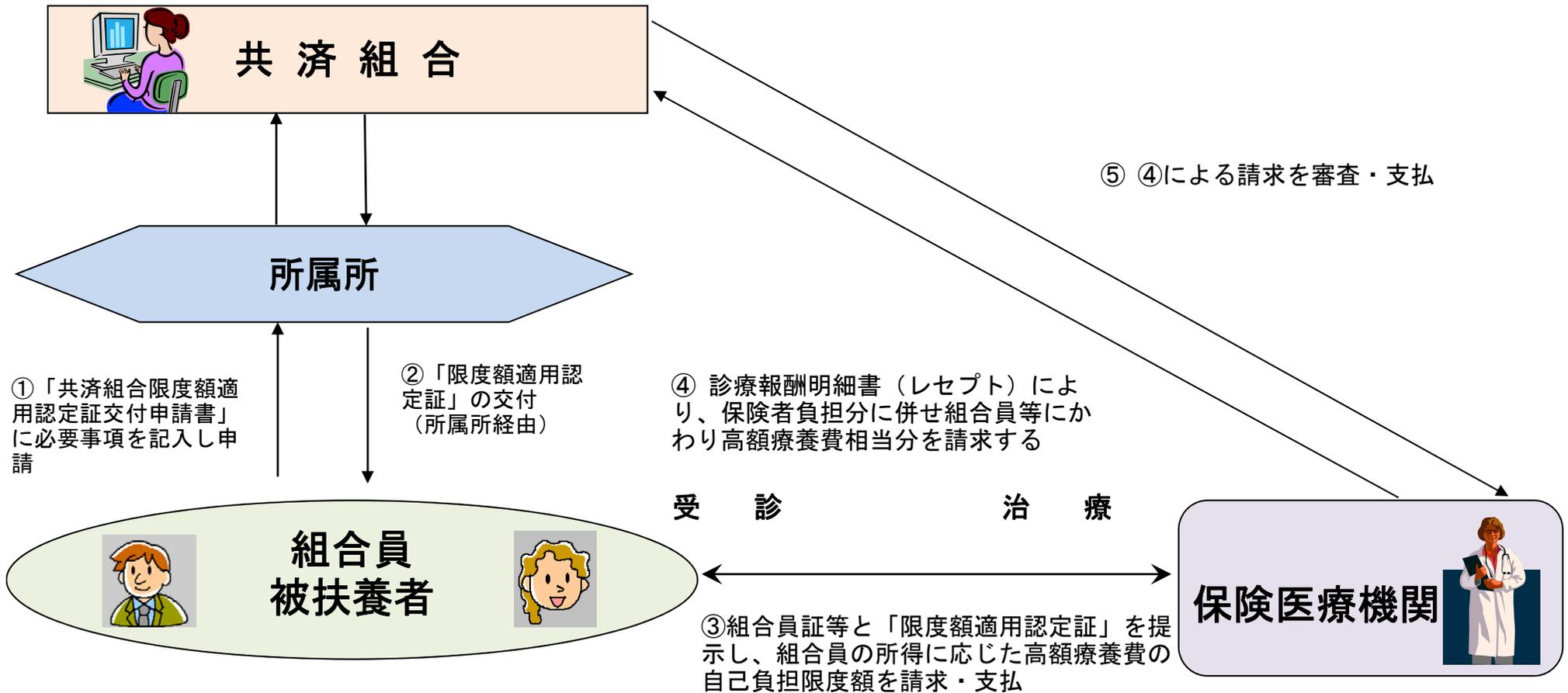


限度額適用認定証を利用した窓口負担軽減の概略

(保険医療機関の窓口での支払が高額療養費の自己負担限度額までとされ、多額の現金を支払う必要がありません。)



(注)

- 1 「限度額適用認定証」の交付は、事前に共済組合の認定が必要となります。
- 2 「限度額適用認定証」はそれぞれの医療機関等に提示してください。
- 3 「限度額適用認定証」を医療機関に提示しなかった場合は、償還払いによる給付となります。
- 4 標準報酬の月額が28万円以上79万円以下の70歳以上の組合員又はその70歳以上の被扶養者(「現役並み所得者Ⅰ」又は「現役並み所得者Ⅱ」に該当)が、「限度額適用認定証」を医療機関に提示しなかった場合は、本来の自己負担限度額よりも高額な自己負担限度額を支払うこととなります。
- 4 高額療養費の多数回、世帯合算に該当した場合は、自己負担限度額を支払った後に差額の精算が行われます。
- 5 保険外負担(差額ベッド代等)はこの制度の対象外です。